

1 議 事 日 程（第1日）

（令和8年第1回有田川町議会定例会）

令和8年3月3日

午前9時30分開会

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 仮議長の選任を議長に委任する件
- 日程第5 報告第4号 令和8年度一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の事業計画及び予算について
- 日程第6 議案第3号 令和7年度有田川町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第7 議案第4号 令和7年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第5号 令和7年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第6号 令和7年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第7号 令和7年度有田川町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第8号 令和7年度有田川町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第9号 令和8年度有田川町一般会計予算
- 日程第13 議案第10号 令和8年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第14 議案第11号 令和8年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第12号 令和8年度有田川町介護保険事業特別会計予算
- 日程第16 議案第13号 令和8年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算
- 日程第17 議案第14号 令和8年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算
- 日程第18 議案第15号 令和8年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算
- 日程第19 議案第16号 令和8年度有田川町栗生財産区管理会特別会計予算
- 日程第20 議案第17号 令和8年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第21 議案第18号 令和8年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第22 議案第19号 令和8年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第23 議案第20号 令和8年度有田川町水道事業会計予算
- 日程第24 議案第21号 令和8年度有田川町簡易水道事業会計予算
- 日程第25 議案第22号 令和8年度有田川町下水道事業会計予算
- 日程第26 議案第23号 有田川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第24号 有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第28	議案第25号	有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第26号	有田川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第27号	有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第28号	有田川町学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32	議案第29号	有田川町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第33	議案第30号	有田川町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第34	議案第31号	有田川町へき地保育所条例を廃止する条例の制定について
日程第35	議案第32号	有田川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第36	議案第33号	有田川町農林漁業体験実習館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第37	議案第34号	有田川町都市農山漁村総合交流促進施設宿泊棟条例の一部を改正する条例の制定について
日程第38	議案第35号	有田川町野営場等林間休養施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第39	議案第36号	有田川町山の家条例の一部を改正する条例の制定について
日程第40	議案第37号	有田川町ふるさとふれあいの丘条例の一部を改正する条例の制定について
日程第41	議案第38号	有田川町営キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第42	議案第39号	有田川町かなや明恵峡温泉条例の一部を改正する条例の制定について
日程第43	議案第40号	有田川町しみず温泉条例の一部を改正する条例の制定について
日程第44	議案第41号	有田川町花の里河川公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第45	議案第42号	有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
日程第46	議案第43号	有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
日程第47	議案第44号	有田川町花の里河川公園の指定管理者の指定について
日程第48	議案第45号	有田川町岩倉財産区管理会管理委員の選任の同意について
日程第49	議案第46号	有田川町栗生財産区管理会管理委員の選任の同意について

- 日程第50 議案第47号 有田川町城山林財産区管理会管理委員の選任の同意について
 日程第51 議案第48号 有田川町八幡山林財産区管理会管理委員の選任の同意について
 日程第52 議案第49号 有田川町安諦山林財産区管理会管理委員の選任の同意について
 日程第53 議案第50号 有田川町道路線の認定について
 日程第54 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 日程第55 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 日程第56 選挙第7号 有田川町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番	神 山 裕 介	2番	井 本 芳 秀
3番	佐 曾 永 和	4番	濃 添 勇 作
5番	栗 山 昌 之	6番	椿 原 竜 二
7番	中 島 詳 裕	8番	谷 畑 進
9番	林 宣 男	10番	岡 省 吾
11番	森 谷 信 哉	12番	堀 江 眞智子
13番	増 谷 憲	14番	殿 井 堯

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

2番	井 本 芳 秀	13番	増 谷 憲
----	---------	-----	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（12名）

町 長	坂 頭 徳 彦	住民税務部長	小 澤 俊 彦
福祉保健部長	井 本 英 克	総務政策部長	中 屋 正 也
消 防 長	岩 井 伸 幸	産業振興部長	南 長 寿
建設環境部長	森 本 博 貴	総 務 課 長	原 秀 文
財 務 課 長	青 石 元 希	企画調整課長	寺 杣 真 英
教 育 長	片 嶋 博	教 育 部 長	中 平 洋 子

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	山 縣 和 弘	書 記	細 野 鶴 子
---------	---------	-----	---------

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（岡 省吾）

おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回有田川町議会定例会を開会いたします。

~~~~~

開議 9時30分

○議長（岡 省吾）

本日の会議を開きます。

なお、議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（岡 省吾）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において2番、井本芳秀君、13番、増谷憲君を指名いたします。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（岡 省吾）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る2月24日に開催された議会運営委員会の結果について報告願います。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

おはようございます。

議長指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について御報告を申し上げます。

去る2月24日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。

その結果、会期につきましては、本日から3月24日までの22日間とさせていただきました。

なお、会期中の会議予定は、お手元の会期予定表を御覧ください。

続いて、本日の議事進行について御説明いたします。

日程第5から日程第37までの議案33件について一括上程を行い、それぞれ執行部から提案理由の説明をしていただき、その後、全員協議会において御審査いただきたいと思います。

また、全員協議会終了後、日程第7、議案第3号及び日程第10、議案第6号の2件については、本日議決をお願いいたします。

この会期、日程に御賛同を賜り、円滑な議会運営に議員各位の御協力をお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡 省吾）

お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から３月２４日までの２２日間に決定いたしました。

……………日程第３ 諸般の報告……………

○議長（岡 省吾）

日程第３、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、報告１件、議案４８件、諮問２件であります。

また、本日の説明員は町長ほか１１名であります。

次に、監査委員より、令和７年１０月から令和８年１月分までの例月現金出納検査の結果報告及び令和７年１０月から１１月に実施した令和６年度における財政援助団体等の監査報告を受けていますので、お手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

……………日程第４ 仮議長の選任を議長に委任する件……………

○議長（岡 省吾）

日程第４、仮議長の選任を議長に委任する件を議題といたします。

お諮りいたします。

正副議長ともに事故があるときに対応し、滞りなく議会運営を行うため、地方自治法第１０６条第３項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

よって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定いたしました。

それでは、この会期中における仮議長として、１４番、殿井堯君を指名いたします。お諮りいたします。

日程第５から日程第５５までの報告１件、議案４８件、諮問２件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、日程第５から日程第５５までの報告１件、議案４８件、諮問２件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

皆さん、改めましておはようございます。第1回定例会、どうぞ皆さん、よろしくお願いいたします。

本日ここに、令和8年有田川町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しいところ、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和8年度予算案、その他諸議案の御審議をお願いするに当たり、有田川町長として所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様に、一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、私は先般執行されました有田川町長選挙におきまして、町民の皆様の御信託を賜り、町政のかじ取りを担わせていただくこととなりました。責任の重さに身の引き締まる思いであり、町民の皆様の期待と信頼に応えるべく、全力で町政運営に取り組む決意であります。

有田川町は、豊かな自然、歴史と文化、そして人と人とのつながりという、かけがえのない財産を有しております。一方で、人口減少や少子高齢化、地域産業の担い手不足、防災・減災への備えなど、私たちは多くの課題にも直面しております。私は、こうした課題に真正面から向き合い、住民と行政が手を取り合い、すべての世代が「有田川町に住んでよかった」と心から思える持続可能な未来を創造してまいります。そのために、次の4点を町政運営の柱として取り組んでまいります。

1点目は、次代へつなぐ「住んで楽しい」まちづくりと安心の生活基盤の構築です。「住民主体のまちづくり」を通じて、「ずっと住み続けたい、笑顔があふれるまち」を目指し、子育て支援・福祉の充実、環境・教育・防災対策など、住民の皆様とともに進めてまいります。

2点目は、地域資源を磨き上げる「有田川ブランド」の確立と経済活性化です。有田川町が持つ豊かな地域資源を活かし、活力ある経済と持続可能な雇用を創出してまいります。基幹産業である農業、ミカン、ブドウ山椒等に引き続き、林業振興も進めてまいります。

また、若い世代の就労の場を確保するため、企業誘致や企業支援を強化してまいります。観光振興面では、コスモスパーク、生石高原やあらぎ島などの自然資源に加え、温泉やグランピング施設などを生かし、情報発信力強化を図り、国内外からの交流人口増加に努めます

3点目は、世代を超えて支え合う「共助の輪」の創造と福祉の充実です。課題先進地と言われる地方だからこそ、全国の見本となる安心の仕組みを構築してまいります。世代間交流の取組として、地域みんなで楽しめる夏祭り等への開催支援や、高齢者の方々が不便なく生活するための支援の継続・充実、また地域との連携を強化し、介護福祉士などの専門人材の確保と育成を積極的に支援し、人材育成にも努めてまいります。

4点目は、職員の情熱を活かす「組織再編成」とリーダーシップです。7年間の副

町長経験で培った知見を活かし、住民目線で迅速に動ける役場組織を職員の皆さんとともに築いてまいります。

本町は、合併して２０年目の節目を迎えました。今日まで旧３町が均衡ある発展を遂げ、どの地域に住んでも同じように、これからも有田川町に住み続けたいと思えるようなまちづくりを目指してまいりました。

令和８年度は第２次有田川町長期総合計画後期計画の最終年度でもあり、各施策については、第２期有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基に推進を図ってまいりました。

また、限られた財源の下で、国の動向等を踏まえつつ、経常的経費を徹底的に削減し、既存事業の有効性を検証し、効率的かつ実効性の高い事業に構築・展開し、新たな課題に対応できる持続可能な財政運営を確立していかなければなりません。

有田川町が目指すまちづくりの将来像として設定した「～川が結び、川が育む、森とまち～人が集い、想いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち」を基本理念とした、今までの実績を検証するとともに、誰もが安心・安全で住んでよかった、長く住み続けたいと思っていただける、そんな夢のあるまちづくりを推進していかなければならないと決意をいたしております。

今後においても、いつも住民の安心・安全を第一に考え、さらなる町の発展により一層の努力をしてまいります。どうか議員各位には御理解をいただきまして、御指導、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案等について御説明を申し上げます。

本定例会に上程させていただきました議案等につきましては、報告１件、予算案件２０件、条例案件２１件、その他案件７件、諮問２件の合計５１件であります。

それでは、まず報告第４号は、令和８年度一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の事業計画及び予算についてであります。令和８年度の予算につきましては、事業収入で９，７００万円とし、前年度より８００万円減少しております。しみず温泉が昨年７月にリニューアルオープンしたことで、令和７年度は清水地域への波及効果が見込めたものの、アウトドアブームなども落ち着きを見せ、清水地域への入込客数がやや減少することを見込んだ予算としております。一方でホームページを常に更新し、ＳＮＳをさらに活用していくことで、清水特有の四季折々の見どころやイベント情報などを含めた清水地域観光の情報発信力を強化し、清水地域への継続的な来訪を促進するとともに、近隣施設との連携を密にしながら営業・ＰＲ活動などを実施し、より多くの集客に努めて収入増につなげてまいりたいと考えております。事業費用につきましては２，４５２万円とし、前年度より１２８万円減少しております。原材料の高騰など物価の上昇に対処しながら、レストランの食材関係をはじめ土産物などの仕入れ額が減少することを見込んでおります。管理費用につきましては８，５３９万円とし、お客様の満足度やサービスの向上を維持していくためにも、人員体制の見直し、

正職員や調理人を確保することにより給料や賃金などは増額しております。広報活動や販売促進活動に力を入れていきながらも、諸経費においては収入の減少に伴い減額しております。最終的な経常利益は200万円を見込んでおり、黒字予算として計画しております。令和8年度におきましても、物価高騰等により厳しい状況ではありますが、しみず温泉や近隣施設との協力関係を深めることにより、まちづくりの拠点施設として集客と収益向上に努めてまいりますので、ふるさと開発公社に対し、今後とも議員皆様方の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げまして、事業計画及び予算の報告といたします。

議案第3号から議案第8号までは、一般会計及び特別会計、企業会計の令和7年度補正予算案となります。

議案第3号は、令和7年度有田川町一般会計補正予算第10号であります。今回の補正につきましては、各予算科目において、現時点での見込み得る額を増額及び減額補正するものであります。歳入の主なものといたしまして、町税で6,635万円を、地方交付税で5億8,470万3,000円を、繰越金で1億2,482万円を、町債で6,530万円を増額する一方、県支出金で1億3,132万4,000円を、繰入金で7億6,891万5,000円を減額計上しております。

続きまして、歳出の主なものにつきましては、2款総務費の総務管理費では、一般管理費で社会保険料など2,969万8,000円を、電子計算費で使用料など2,069万4,000円を減額し、6款農林水産業費の農業費では、農業振興費で中山間地域直接支払制度交付金など4,295万2,000円を、農地費では、緊急自然災害防止対策事業など2,655万9,000円を減額し、10款教育費の小学校費では、学校管理費で小学校の照明LED化に伴う工事費として8,618万5,000円を、中学校費においても、同じく照明LED化に伴う工事費として6,603万3,000円を追加し、12款公債費の元金では、元金償還金として8,100万円を減額し、13款諸支出金の基金費では、減債基金などの積立金として3億6,879万3,000円を計上し、その他の事業費につきましても所要の補正を行った結果、今回の補正額は691万2,000円を減額し、補正後の予算総額は199億710万円と相なりました。また、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正につきましても、御審議を願うものであります。

議案第4号は、令和7年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号であります。今回の補正につきましては、予算総額に変更はありませんが、歳入の国民健康保険税や繰入金などの財源更正をするものであります。

議案第5号は、令和7年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号であります。今回の補正につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金として119万5,000円を減額するとともに、歳入では、保険料等を見込額に補正するものであります。補正後の予算総額は、9億2,578万5,000円と相なりました。

議案第6号は、令和7年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第3号であります。今回の補正につきましては、介護報酬改定等に伴うシステムのプログラム変更委託料として203万5,000円を補正するものであり、補正後の予算総額は32億7,344万3,000円と相りました。

議案第7号は、令和7年度有田川町簡易水道事業会計補正予算第3号であります。今回の補正は、収益的収入において700万円を、収益的支出の営業費用において1,000万円を減じております。

議案第8号は、令和7年度有田川町下水道事業会計補正予算第4号であります。今回の補正の主なものにつきましては、収益的収入において3,833万5,000円を、収益的支出において4,583万7,000円を減じ、資本的支出において建設改良費で1,268万6,000円を減じ、基金積立金で556万8,000円を追加し、資本的収入につきましては工事負担金で791万3,000円を追加し、国庫補助金を850万円減じております。

議案第9号から議案第22号までは、一般会計及び特別会計、企業会計の令和8年度当初予算案となります。現在の基礎自治体においては、人口減少、様々な行政サービスの多様化やサービスの確保、さらに物価高騰による経済的な不安など、それぞれの地域にある様々な課題に直面している状況であります。このような状況下において、令和8年度当初予算の編成に当たっては、国や県の動向を踏まえつつ、「長期総合計画」や「まち・ひと・しごと総合戦略」で掲げる施策を推進し、かつ将来的にも持続可能な財政運営ができるように、事業の緊急性や必要性を十分に熟慮した上で、子育て支援や教育環境の充実、過疎地域の課題解決に資する施策などに取り組む予算を編成いたしました。

まず、議案第9号は、令和8年度有田川町一般会計予算についてでございます。歳入・歳出予算規模は176億9,000万円となり、前年度に比べ約5.9%、金額にして11億1,257万2,000円の減となっております。歳入予算につきましては、主なものについてのみ御説明させていただきます。1款町税は、町民税や固定資産税など30億9,213万4,000円を計上しております。11款地方交付税については、国から各地方公共団体へ交付される総額は20兆2,000億円で、前年度に比べ6.5%の増額となっておりますが、本町においては、昨年度と同様の62億5,000万円を計上しております。15款国庫支出金は、災害復旧費国庫負担金など19億3,729万7,000円を、16款県支出金は、学校給食費無償化事業補助金など12億3,443万1,000円を、18款寄附金については、ふるさと応援寄附金について10億円を見込み10億315万1,000円を、22款町債については、緊急自然災害防止対策事業債など6億9,790万円を計上し、その他の歳入につきましても、従来からの歳入実績等に基づき、それぞれの科目に所要額を計上しております。

続いて、歳出予算につきましても、主なものを御説明させていただきます。２款総務費では、吉備・金屋庁舎照明ＬＥＤ化工事費として２，６９６万２，０００円を、奨学金返還支援助成金として１，１７０万円を、情報通信基盤施設更新委託料として５，２２０万８，０００円を、３款民生費では、乳児等通園支援事業として１，３６４万８，０００円を、妊婦のための支援給付金として１，９００万円を、旧金屋第一こども園及び岩倉保育所の解体撤去工事費として１億８，４７９万８，０００円を、４款衛生費では、５歳児健診事業として１５８万円を、産婦人科診療所運営負担金として４，６５７万３，０００円を、６款農林水産業費では、緊急自然災害防止対策事業・ため池の廃止に７，５００万円を、山村強靱化林道整備事業・林道峠上二澤線として１億２，９２０万円を、森林環境保全事業補助金として３，５９７万６，０００円を、７款商工費では、観光施設照明ＬＥＤ化事業として２，６０６万７，０００円を、あらぎの里空調設備更新事業として４，７１５万７，０００円を、８款土木費では、道路メンテナンス事業（橋梁・トンネル長寿命化）として１億３，５４０万円を、緊急自然災害防止対策事業として９，２００万円を、９款消防費では、消防団員の活動服購入費として１，４３５万５，０００円を、ハザードマップ作成業務委託料として１，４７０万７，０００円を、１０款教育費では、小学校屋内運動場空調設備工事設計委託費として５９２万２，０００円を、社会体育施設等予約システム導入委託費として４６５万７，０００円を、１１款災害復旧費では、公共土木施設災害復旧工事費として５億１，０５０万円を、その他公債費など所要の経費を計上しております。また、債務負担行為及び地方債の予算についても御審議を願うものであります。

次に、各特別会計予算について御説明を申し上げます。

議案第１０号は、令和８年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算であります。本年度予算といたしまして、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費など３６億６６７万２，０００円を計上し、この財源として、国民健康保険税、県支出金及び繰入金などを充てることにいたしております。

議案第１１号は、令和８年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算であります。本年度予算といたしまして、後期高齢者医療広域連合納付金など９億２，５３２万円を計上し、この財源として、保険料及び繰入金などを充てることにいたしております。

議案第１２号は、令和８年度有田川町介護保険事業特別会計予算であります。本年度予算といたしまして、保険給付費、地域支援事業費など３１億９，７４０万３，０００円を計上し、この財源として、保険料、国・県支出金、支払基金交付金などを充てることにいたしております。

議案第１３号は、令和８年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算であります。本年度予算といたしまして、特別養護老人ホームしみず園指定管理料など２，６９２万４，０００円を計上しております。この財源として、繰入金などを充てることにいたしております。

議案第14号は、令和8年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算であります。本年度予算といたしまして、総務管理費として1年間の運営費など9,611万3,000円を計上しております。この財源として、使用料、繰入金などを充てることにいたしております。

議案第15号は、令和8年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算であります。本年度予算といたしまして、財産区管理会委員の報酬などに5万3,000円を計上しております。

議案第16号は、令和8年度有田川町栗生財産区管理会特別会計予算であります。本年度予算といたしまして、財産区管理会委員の報酬及び予備費などに35万6,000円を計上しております。

議案第17号は、令和8年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算であります。本年度予算といたしまして、財産区管理会委員の報酬及び予備費などに199万1,000円を計上しております。

議案第18号は、令和8年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算であります。本年度予算といたしまして、財産区管理会委員の報酬、一般会計繰出金及び予備費などに1,310万1,000円を計上しております。

議案第19号は、令和8年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算であります。本年度予算といたしまして、財産区管理会委員の報酬などに10万5,000円を計上しております。

議案第20号は、令和8年度有田川町水道事業会計予算であります。まず、収益的予算についてですが、水道事業費用では、水道施設の維持管理費や減価償却費、企業債償還利息など4億2,995万7,000円を、水道事業収益では、水道使用料などで6億1,338万6,000円を計上しております。

次に、資本的予算についてですが、資本的支出では、吉備浄水場兼水道庁舎建設の工事費として10億2,930万円、同じく機械及び装置費として6億3,200万円、配水管整備に係る工事請負費として4,000万円、企業債償還金で6,252万2,000円など合計18億3,686万5,000円を計上しており、資本的収入では、消火栓設置負担金及び企業債で16億6,150万円を計上しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する1億7,486万5,000円は、消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補填いたします。

議案第21号は、令和8年度有田川町簡易水道事業会計予算であります。まず、収益的予算についてですが、簡易水道事業費用では、水道施設の維持管理費や減価償却費、企業債利息など4億7,389万7,000円を、簡易水道事業収益では、水道使用料や一般会計補助金などで4億7,580万9,000円を計上しております。次に資本的予算についてですが、資本的支出では、金屋地区配水管布設替え工事で1,350万円、金屋地区テレメーター更新工事で9,187万2,000円、吉備浄水

場水道庁舎設備工事で２億２，９０４万２，０００円、企業債償還金１億５，１９２万４，０００円など合計５億３３４万９，０００円を計上しており、資本的収入では、一般会計出資金や企業債など４億３，２４１万５，０００円を計上しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する７，０９３万４，０００円は、消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金などで補填いたします。

議案第２２号は、令和８年度有田川町下水道事業会計予算であります。まず、収益的予算についてですが、下水道事業費用では、施設の維持管理費や減価償却費、企業債償還利息など９億２１７万２，０００円を、下水道事業収益では、下水道使用料や一般会計補助金などで９億４０５万７，０００円を計上しております。次に、資本的予算についてですが、資本的支出では、下水道デジタル化支援事業で１，９６４万円を、機械及び装置で５，４８３万１，０００円、企業債償還金で６億９，２４８万円など合計７億７，１６５万３，０００円を計上しており、資本的収入では、国庫補助金や一般会計出資金、企業債など４億５，４９８万４，０００円を計上しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する３億１，６６６万９，０００円は、消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金などで補填いたします。

議案第２３号は、有田川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本条例について改正を行うものであります。

議案第２４号は、有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容につきましては、緊急銃猟に関する捕獲者等を追加し、スポーツ推進委員の報酬を年額から日額に改正するものであります。

議案第２５号は、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容につきましては、通勤のために駐車場を利用し、当該駐車場の利用に係る料金を負担する者に対して、駐車料金の額に相当する額を支給するように改正するものであります。

議案第２６号は、有田川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容につきましては、特殊勤務手当としまして、消防職員の緊急消防援助隊出動手当を追加するものであります。

議案第２７号は、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容につきましては、使用料を収受することがない施設の削除、また、清水木工等体験センターの使用料変更を行うため改正するものであります。

議案第２８号は、有田川町学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容につきましては、有田川町大字庄地内に学童保育所を新

設するため改正するものであります。

議案第 29 号は、有田川町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容につきましては、有田川町体育施設から金屋若者広場及び長谷川野球場を削除するため改正するものであります。

議案第 30 号は、有田川町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容につきましては、金屋第一こども園の新園舎移転に伴い、位置及び定員を改正するものであります。

議案第 31 号は、有田川町へき地保育所条例を廃止する条例の制定についてであります。主な改正内容につきましては、合併当時より休園状態であり、今後も再開が見込めないため廃止するものであります。

議案第 32 号は、有田川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を満たすことが求められているため、新たに制定するものであります。

議案第 33 号は、有田川町農林漁業体験実習館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容につきましては、有田川町農林漁業体験実習館「泉水」の位置について、地籍調査により番地が変更されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 34 号は、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設宿泊棟条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容につきましては、指定管理をする場合の利用料金収受に係る記載を追加するため改正するものであります。

議案第 35 号は、有田川町野営場等林間休養施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容につきましては、指定管理をする場合の利用料金収受に係る記載を追加するため改正するものであります。

議案第 36 号は、有田川町山の家条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容につきましては、指定管理をする場合の利用料金収受に係る記載を追加するため改正するものであります。

議案第 37 号は、有田川町ふるさとふれあいの丘条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容につきましては、指定管理をする場合の利用料金収受に係る記載を追加するため改正するものであります。

議案第 38 号は、有田川町営キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容につきましては、指定管理をする場合の利用料金収受に係る記載を追加するため改正するものであります。

議案第 39 号は、有田川町かなや明恵峡温泉条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容につきましては、かなや明恵峡温泉の使用料金を変更するため改正するものであります。

議案第４０号は、有田川町しみず温泉条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容につきましては、指定管理をする場合の利用料金収受に係る記載を追加するため改正するものであります。

議案第４１号は、有田川町花の里河川公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容につきましては、指定管理をする場合の利用料金収受に係る記載を追加するため改正するものであります。

議案第４２号は、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、補償基礎額等が改正されたことに伴い改正するものであります。

議案第４３号は、有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。対象火気設備等の位置、構造及び管理、並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部改正により、簡易サウナ設備の規制が設けられるため改正するものであります。

議案第４４号は、有田川町花の里河川公園の指定管理者の指定についてであります。有田川町大字庄地内、有田川町花の里河川公園の指定管理者の指定について、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第２条第１項第３号の規定を適用し、有田川町大字野田１８７番地、株式会社オレンジライフを選定したので、同条例第４条及び地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第４５号は、有田川町岩倉財産区管理会管理委員の選任の同意についてであります。有田川町大字岩野河１４９番地１、出雲一良氏、同じく岩野河６６８番地、西修二氏、同じく川口１６５番地、寺垣文男氏、同じく川口１００１番地２、辻朗氏、同じく谷６６７番地、毛保隆藏氏、同じく谷３４６番地、宮崎正嗣氏、同じく立石６１０番地、野尻勇氏を、有田川町岩倉財産区管理会管理委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第４６号は、有田川町粟生財産区管理会管理委員の選任の同意についてであります。有田川町大字粟生５７番地、江子彰氏、同じく粟生２５１番地、有北修氏、同じく粟生５５８番地、坂上晴生氏、同じく粟生２２５番地粟生団地３号、岩本光晴氏、同じく粟生４３２番地１、北浦幸治氏、同じく粟生１９２番地１、竹内豊氏、同じく粟生１０５３番地、向井正久氏を有田川町粟生財産区管理会管理委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第４７号は、有田川町城山山林財産区管理会管理委員の選任の同意についてであります。有田川町大字二川５９８番地、温井俊義氏、同じく日物川５３０番地２、柳隆次氏、同じく東大谷１３２番地、古田晋作氏、同じく東大谷９６番地、新林隆氏、

同じく二川 7 4 2 番地、堀内尚視氏、同じく境川 4 3 8 番地、柴垣好彦氏、同じく日物川 2 6 2 番地、高垣幸治氏を、有田川町城山山林財産区管理会管理委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 4 8 号は、有田川町八幡山林財産区管理会管理委員の選任の同意についてであります。有田川町大字清水 1 3 5 7 番地 3、井上喜代治氏、同じく上湯川 2 1 4 番地、東達貴氏、同じく三田 6 0 0 番地、鈴間貴義氏、同じく下湯川 5 9 1 番地、大久保家宏氏、同じく久野原 1 1 1 3 番地、保田永一郎氏、同じく沼 9 5 4 番地、伊澤頼宣氏、同じく楠本 8 番地、谷口具孝氏を有田川町八幡山林財産区管理会管理委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 4 9 号は、有田川町安諦山林財産区管理会管理委員の選任の同意についてであります。有田川町大字杉野原 1 0 9 0 番地、保田隆氏、同じく杉野原 2 3 5 番地、井本順丈氏、同じく押手 1 8 0 番地、中野裕示郎氏、同じく板尾 1 1 2 番地、宮本和明氏、同じく板尾 9 6 0 番地、東本久貴氏、同じく沼谷 2 1 番地 2、山本勝敬氏、同じく井谷 2 3 番地、大西國昭氏を有田川町安諦山林財産区管理会管理委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 5 0 号は、有田川町道路線の認定についてであります。有田川町大字土生地内、町道 1 0 2 1 号線延長 7 2. 7 1 メートルを、道路法の規定により町道の認定をお願いするものであります。

諮問第 1 号から諮問第 2 号については、それぞれ人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるものであります。2 名の委員が任期満了となるため、本議会において、議会の意見を求めるものであります。

諮問第 1 号は、有田川町大字栗生 4 4 6 番地 7、新谷信子氏を、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第 2 号は、有田川町大字清水 1 2 0 3 番地 5、林ちさと氏を、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上で、提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡 省吾）

以上で、町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

ないようでありますので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 1 0 時 1 9 分

再開 13時00分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（岡 省吾）

再開します。

……………日程第5 報告第4号……………

日程第5、報告第4号、令和8年度一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の事業計画及び予算についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第5、報告第4号については、産業建設住民常任委員会に付託して審査を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5、報告第4号については、産業建設住民常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

……………日程第6 議案第3号……………

日程第6、議案第3号、令和7年度有田川町一般会計補正予算第10号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第 9、議案第 6 号、日程第 53、議案第 50 号、日程第 56、選挙第 7 号を先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第 9、議案第 6 号、日程第 53、議案第 50 号、日程第 56、選挙第 7 号を先に審議することに決定いたしました。

……………日程第 9 議案第 6 号……………

日程第 9、議案第 6 号、令和 7 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第 53 議案第 50 号……………

日程第 53、議案第 50 号、有田川町道路線の認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第 53、議案第 50 号については、産業建設住民常任委員会に付託して審査を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、日程第53、議案第50号については、産業建設住民常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

……………日程第56 選挙第7号……………

日程第56、選挙第7号、有田川町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、私議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、私議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員には、馬上憲治君、森本正造君、和田一夫君、田代定昭君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました方を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました馬上憲治君、森本正造君、和田一夫君、田代定昭君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、同補充員の指名を行います。

選挙管理委員会委員の補充員には、第1順位、笠松晶久君、第2順位、保田永一郎君、第3順位、東敏雄君、第4順位、大原章義君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました方を、選挙管理委員会委員の補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、第１順位、笠松晶久君、第２順位、保田永一郎君、第３順位、東敏雄君、第４順位、大原章義君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

お諮りします。

日程第７、議案第４号、日程第８、議案第５号、日程第１０、議案第７号から日程第５２、議案第４５号まで、日程第５４、諮問第１号、日程第５５、諮問第２号を提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

本日の会議はこれにて延会したいと思います。

なお、次回の本会議は、３月１８日、火曜日、午前９時３０分に開議いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

延会 １３時０６分